

4. 博物館学課程

学芸員は、博物館法第4条3項の規定に基づいて博物館に配置される専門職員で、本課程を終了すると国家試験免除で国家資格である学芸員資格を取得することができます。学芸員は、博物館資料の収集・保管・展示・調査研究や教育活動などを職務内容としています。

本学では、専ら人文科学系の博物館に必要な学芸員を養成しています。特に実習には力を入れており学芸員として赴任の直後から、具体的な実務を完全とはいかないまでも遂行できるよう、博物館資料に関する基本的な知識と技術の修得を教授することを目標としています。

なお、本学で所定の単位を修得した場合、「学芸員となるための単位修得証明書」を卒業時に交付します。

4-1. 履修上の注意

本課程は、最低2ヶ年以上にわたって受講しなければならない。

4-2. 「博物館実習」受講上の注意

- 1) 「博物館実習Ⅲ」(3年次開講)は地域博物館における運営および資料収集・分類・目録・保管・展示・学術研究・教育活動等に関する実務の見学実習である。実施スケジュールは次ページのとおりで、このうちの1回に参加すればよい。
- 2) 「博物館実習Ⅲ」(3年次開講)を受講するには、2年次終了までに「博物館概論」および「博物館実習Ⅰ・Ⅱ」を修得していなければならない。
- 3) 「博物館実習Ⅳ」(4年次開講)を受講するには、3年次終了までに「博物館実習Ⅲ」を修得していなければならない。なお、「博物館実習Ⅲ」を未修得の場合は、4年次に「博物館実習Ⅲ」「博物館実習Ⅳ」を並行して履修することを特例として認める。
- 4) 「博物館実習Ⅳ」の講座は事前登録制である。受講生は1時限15名以内を定員とするので、各自受講時間を事前に選択して受講すること。(詳細については4月上旬に掲示する)
- 5) 博物館実習は、Ⅰ～Ⅳまでを3単位とし、全て修得した場合に「博物館実習Ⅳ」3単位として認定する。したがって、博物館実習Ⅰ～Ⅲまで合格の場合の成績表示は「G」とする。

4-3. 「博物館実習Ⅲ」(博物館実地見学)について

- 1) 目的 地域博物館における館の運営および資料収集・保管・分類・目録・展示・学術研究・教育活動等に関する実務を学習する。
- 2) 実施時期及び見学先(平成25年度参考)

第1回	甲信地方	(2月19日～2月22日)
第2回	九州地方	(2月26日～3月1日)
第3回	山陽地方	(3月12日～3月15日)
第4回	関西地方	(8月6日～8月9日)
第5回	東北地方	(8月27日～8月30日)
- 3) 参加義務 博物館学課程履修者は、全員いずれかに1回参加すること。
- 4) ガイダンス 見学日程・場所・参加申込等の説明については、2年次の11月に実施する。
- 5) 成果報告の方法 リポート提出
- 6) 引率者 各回とも博物館実習担当教員・助手
- 7) 経費 60,000円程度
(学生個人負担、現地集散のため往復の費用は別途負担)

4-4. 単位修得までの主な行事予定

学 年	時 期	行 事	備 考
2 年次	4 月上旬	受講ガイダンス	新規受講者のみ対象
	4 月下旬	課程費納入	
	9 月下旬	前期成績通知書配付により「博物館概論」合否通知	参加申込書提出
	11 月下旬	「博物館実習Ⅲ」地方博物館実地見学に関する説明会	
	2 月上旬	「博物館実習Ⅲ」受講資格者および参加コース発表	
	2 月下旬	「博物館実習Ⅲ」地方博物館実地見学①	
	3 月上旬	「博物館実習Ⅲ」地方博物館実地見学②	
3 月中旬	「博物館実習Ⅲ」地方博物館実地見学③		
3 年次	8 月上旬	「博物館実習Ⅲ」地方博物館実地見学④	このうち1回の参加を必修とする。
	8 月下旬	「博物館実習Ⅲ」地方博物館実地見学⑤	
4 年次	4 月上旬	「博物館実習Ⅳ」受講ガイダンス	受講曜時登録
	4 月下旬	実習費（「博物館実習Ⅳ」受講者）納入	
	3 月下旬	「学芸員となるための単位修得証明書」交付（卒業時）	

4-5. 博物館学課程開講講座表

	授 業 科 目	開 講	単 位	開 講 学 年				備 考
				1	2	3	4	
必修科目	生涯学習概論Ⅱ	半期	2		○			19 単位必修
	博物館概論	半期	2	○				
	博物館経営論	半期	2			○		
	博物館資料論	半期	2		○			
	博物館資料保存論	半期	2		○			
	博物館展示論	半期	2			○		
	博物館教育論	半期	2		○			
	博物館情報・メディア論	半期	2			○		
	博物館実習Ⅰ	半期	3	○				
	博物館実習Ⅱ	半期			○			
	博物館実習Ⅲ	実地見学				○		
	博物館実習Ⅳ	通年					○	

○で示す開講学年で履修することが望ましいが、その学年以降であれば履修することができる。